

奈良市告示第63号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年奈良市告示第62号。以下「実施要綱」という。）第5条第4項の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（実施要綱第3条第3号に掲げる第1号介護予防支援事業を除く。以下「第1号事業」という。）を行う事業所の指定（以下「第1号事業所の指定」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令遵守)

第2条 第1号事業所の指定を受けようとする事業者及び当該指定を受けた者は、法並びに法に基づく政令及び省令（以下「介護保険関係法令」という。）、条例、規則、告示その他の法令等並びに関係当事者間の契約を遵守するとともに、適切な第1号事業の提供を行うようその運営に努めなければならない。

(申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により第1号事業所の指定を受けようとする事業者は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働省告示」という。）で定める様式により申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること等を確認し、申請の形式上の要件に適合しないと認めるときは、前項の申請を行った事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに補正するよう求めるものとする。

3 市長は、必要に応じ、申請者に対し、当該申請者を代表する者又は当該第1号事業の代表予定者の本人から直接に説明、報告等を求めることができる。

(指定の審査)

第4条 市長は、前条第1項の申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に対して第1号事業所の指定をしないことを決定する。

(1) 申請の内容が介護保険関係法令及び奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年奈良市告示第64号）に定められた人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき。

(2) 実施要綱第3条各号に規定する次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ次に定めるサービスに係る法のそれぞれの規定による指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を受けていないとき。この場合において、アからオまでにおいて使用するサービスの名称は、別段の定めがあるものを除き、介護保険関係法令で使用する用語の例による。

ア 介護予防訪問介護相当サービス 訪問介護

イ 訪問型サービスA 訪問介護

ウ 訪問型サービスC 居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）、施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係るものを含む。）、介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）

エ 介護予防通所介護相当サービス 通所介護又は地域密着型通所介護

オ 通所型サービスC 通所介護若しくは地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防認知症対応型通所介護

(3) 前2号に掲げるもののほか、法の目的及び趣旨に照らして適正な第1号事業の実施が確保できないと認めるとき。

（申請の取下げ）

第5条 第3条第1項の申請後、第1号事業所の指定の申請を取り下げようとする申請者は、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請取下書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（指定の決定等）

第6条 市長は、第1号事業所の指定をしたときは、当該申請者に対し、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 第1号事業所の指定の有効期間は、当該指定の日から第4条第2号に規定する指定又は許可（同号

に規定する指定又は許可の更新を含む。)の満了の日(同日前に当該指定又は許可が取り消されたときは、当該取消しの日)までとする。

- 3 第1号事業の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第7条 指定事業者は、省令第140条の62の3第2項第4号の規定により、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出は、厚生労働省告示で定める様式により行うものとする。

- 3 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第5号及び第6号に掲げる事項を変更しようとするときには、市長にあらかじめ変更に係る資料を提出して協議しなければならない。

(指定の廃止等)

第8条 指定事業者は、第1号事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出なければならない

- 2 前項に規定する届出は、厚生労働省告示で定める様式により行うものとする。

(指定の再開)

第9条 指定事業者は、休止した第1号事業を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働省告示の定める様式を市長に提出し、再開に係る協議をしなければならない。

(指定の更新)

第10条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新を受けようとする指定事業者は、厚生労働省告示で定める様式により申請を行わなければならない。

- 2 第3条第2項及び第3項、第4条、第5条並びに第6条第3項の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第3条第2項中「前項の申請」とあるのは「第10条第1項の申請」と、第5条中「第3条第1項の申請」とあるのは「第10条第1項の申請」と、第6条第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、前項の申請に基づき、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新をしたときは、当該指定の更新の申請を行った指定事業者に対し、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(添付書類)

第11条 指定を受けようとする事業者及び指定事業者は、第3条及び前条に規定する申請並びに第7

条から第9条までに規定する届出には、省令で定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(指定の取消し)

第12条 市長は、法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消し等をしたときは、当該取消し等をした指定事業者に対し、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定取消等通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による申請書類の提出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年4月28日奈良市告示第258号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項（第9条第1項後段において適用する場合を含む。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定の申請及び指定の更新の申請について適用し、施行日前の指定の申請及び指定の更新の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）別記第6号様式の規定による申請書は、新要綱別記第6号様式の規定による申請書とみなす。

4 この規則の施行の際、旧要綱別記第4号様式及び第6号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月29日奈良市告示第172号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定の申請及び指定の更新の申請について適用し、施行日前の指定の申請及び指定の更新の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱別記第2号様式、第3号様式、第7号様式及び第8号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第5条関係）

## 奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請取下書

年 月 日

（宛先）奈良市長

所在地  
申請者  
名 称

代表者氏名

年 月 日付けで奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書を提出しましたが、当該申請を取り下げます。

### 1. 提出した申請書の概要

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 - )		
事業の種類		実施事業	指定の申請をする事業の開始予定年月日	備考
訪問型サービス	現行相当		年 月 日	
	サービスA		年 月 日	
	サービスC		年 月 日	
通所型サービス	現行相当		年 月 日	
	サービスC		年 月 日	

第 号

年 月 日

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定通知書

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあった事業所の指定について、下記のとおり指定したので通知します。

記

1. 申請者名

所在地

代表者名

2. 事業所名

事業所所在地

事業者番号

3. 事業の種類

4. 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

ただし、この期間中に、この指定を受ける際必要な介護保険法の規定による指定又は許可が取り消されたときは、当該取消しの日までとする。

（注）裏面にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 号

年 月 日

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新通知書

様

奈良市長



年 月 日付けで更新申請のあった事業所について、下記のとおり指定を更新したので通知します。

記

1. 申請者名

所在地

代表者名

2. 事業所名

事業所所在地

事業者番号

3. 事業の種類

4. 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

ただし、この期間中に、この指定更新を受ける際必要な介護保険法の規定による指定又は許可が取り消されたときは、当該取消の日までとする。

第 号  
年 月 日

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定取消等通知書

様

奈良市長



年 月 日付けで決定した事業所の指定取消し等について、下記のとおり通知します。

記

1. 申請者名

所在地

代表者名

2. 事業所名

事業所所在地

事業者番号

3. 事業の種類

4. 処分の内容

5. 理由

(注) 裏面にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。